

藤井寺駅北交流広場の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤井寺駅北交流広場（以下「交流広場」という。）の使用について必要な事項を定め、藤井寺市、地域住民、団体等が一体となってイベント等を実施することにより、藤井寺駅周辺地域の活性化及び賑わい並びに憩いの空間の創出に寄与することを目的とする。

(使用範囲)

第2条 交流広場の使用範囲は、別図のとおりとする。

(事務担当課)

第3条 交流広場の使用許可等の事務担当課は、藤井寺市都市整備部まち保全課とする。

(使用期間)

第4条 交流広場の使用期間については、同一人又は同一団体が引き続き7日間を超えて使用することはできない。ただし、市長が必要と認めたときは、1箇月まで使用期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、同項ただし書に定める期間を超えて、同一人又は同一団体が引き続き使用することができる。

(使用時間)

第5条 交流広場の使用時間は、午前8時から午後8時までの間とし、使用に係る設営及び撤去は、使用時間の前後2時間の範囲で行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の実施主体)

第6条 交流広場を使用することができる者（以下「実施主体」という。）は、実施主体が、主催又は共催となってイベント等を実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 藤井寺市（以下「市」という。）
- (2) 地域住民で組織された団体及び協議会等
- (3) 町会、商店街及びこれらが中心となって組織された団体等
- (4) その他市長が認めたもの

2 前項第4号の実施主体については、市の後援を受けて行うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用制限)

第7条 周辺の環境に配慮し、次の各号のいずれかに該当するイベント等は実施できない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

- (2) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益となるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの
- (6) 交流広場の管理運営上支障があると認められるもの
- (7) 交流広場の施設及び設備を損傷するおそれがあるもの
- (8) 異常な騒音、臭気等の発生が予想されるもの
- (9) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他使用を制限することが必要であると認められるもの

（使用申請）

第8条 実施主体の代表者（以下「代表者」という。）は、イベント内容についてあらかじめ市長と協議し、次条において指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 藤井寺駅北交流広場使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 藤井寺駅北交流広場の使用に関する企画書（様式第3号）
- (4) 道路占用許可申請書（藤井寺市道路占用規則（昭和35年藤井寺市規則第3号）別記第1号様式）
- (5) 道路使用許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第6）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請が次の各号いずれかに該当するときは、申請を受理しないものとする。

- (1) 実施主体が第6条第1項各号いずれにも該当しないとき。
- (2) 申請内容が前条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 申請内容が著しく不明瞭なとき。
- (4) 申請書及び添付書類に不備があるとき。
- (5) 申請内容が虚偽であることが明らかなきとき。

（使用申請期限）

第9条 交流広場の使用の申請は、使用開始の日の30日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 申請の受付は、先着順とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の可否の審査)

第10条 市長は、申請書の提出があったときは、第6条及び第7条の規定に基づき、使用の可否について審査する。

(使用許可)

第11条 市長は、道路管理者と協議の上、前条に定められた審査に適合したときは、申請のあった代表者に藤井寺駅北交流広場使用許可書(様式第4号)を交付する。

2 市長は、交流広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(占用料金)

第12条 交流広場を使用するに当たっては、道路管理者に占用料金を支払わなければならない。

2 前項に規定する占用料金の額及び減免については、藤井寺市道路占用料条例(昭和34年藤井寺市条例第38号)の定めるところによる。

(イベント等の内容変更)

第13条 代表者は、申請の内容を変更するときは、速やかに藤井寺駅北交流広場使用変更申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 代表者は、変更の内容が軽微な場合には、市長と協議の上、変更申請書の提出を省略することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 代表者は、使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し)

第15条 市長は、次の各号に該当するときは、代表者への催告その他何らかの手続きを要することなく、交流広場の使用を取り消し、又は使用の制限若しくは停止をすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の条件に違反したとき。
- (3) 各種法令又はこの要綱に違反している、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 関係職員の指示に従わなかったとき。
- (5) 災害その他の事故により交流広場及びその外周道路(以下「交流広場等」という。)の利用ができなくなったとき。
- (6) イベント等の内容により、一般の道路使用者に危険を生じさせるおそれがあるとき。
- (7) 施設等の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(8) 工事その他の都合により市長が特に必要と認めたとき。

(使用の取下げ)

第16条 代表者は、自己の都合により交流広場の使用を取り下げることができる。

2 前項の規定により、使用を取り下げるときは、代表者は藤井寺駅北交流広場使用取下げ書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(資機材等の設置撤去等)

第17条 イベント等に関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は、代表者の責任において調達し、実施するものとする。

2 代表者は、交流広場等を使用許可の内容及び条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等のないよう十分な措置を講じなければならない。

3 代表者は、イベント等に関する資機材等を撤去したときは、交流広場等を原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。第15条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。ただし、市長が現状に回復することが不相当と認めた場合は、この限りでない。

4 市長は、代表者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

5 代表者は、現状回復したときは、市長が定める方法により報告するとともに、速やかに藤井寺駅北交流場使用結果報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(損害の補償)

第18条 代表者は、交流広場等の使用によって、市又は第三者に損害を与えたときは、代表者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

2 第15条に定める事項に伴う交流広場の使用承認の取消しにより発生した損害については、市は一切の責任を負わない。

3 代表者は、使用前に交流広場等の損傷及び汚損等を発見したときは、速やかに市長に通報しなければならない。

(イベント等実施についての責任)

第19条 イベント等の実施に当たっては、代表者は市長に対して、次の各号に定める内容を保障しなければならない。

(1) イベント等に関する一切の責任に当たっては代表者が負うものとし、市長はイベント等に関して一切の責任及び負担を負わない。

(2) イベント等が第三者の権利を侵害するものでないこと及びイベント等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。

(3) 市長に対して第三者からイベント等に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、代表者の責任及び負担において解決するものとし、市長は一切の責

任及び負担を負わない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、交流広場の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

